別記第1号様式(第4条関係)

年度 紀の国森づくり基金活用事業補助金交付申請書

 番
 号

 年
 月

 日

和歌山県知事様

住 所 氏名又は名称

年度において、紀の国森づくり基金活用事業を実施したいので、補助金等 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 名簿(法人の場合は役員名簿)
- 4 その他

別記第1号様式(第5条、第8条、第10条関係)

事業計画書

1	事業名	
2	事業区分	
3 (红	事業費 公募事業補助金)	()
4	事業目的	
5	事業内容	
6	参加者数及び 確保方法	参加予定者数 全体 人 (うち県内在住及び勤務者 人) 申請団体スタッフ(ボランティア)参加者数 人
7	事業場所	
8	事業実施 (予定)期間	年 月~ 年 月

添付書類

(事業計画書のみ)

1 収支予算書に掲載された金額の根拠となる見積書等

(変更事業計画書のみ)

- 1 変更の説明に必要な写真等の資料
- 2 収支予算書に掲載された金額の根拠となる見積書等(変更に係るもののみ)

(事業実績書のみ)

- 1 完成•事業実施状況写真
- 2 成果図表、広報用資料等印刷物、領収書等支出済金額を証明する書類 (原則領収書とし、これに係る請求書を併せて添付すること。)
- 3 用具器具管理書(事業により用具器具を取得した場合に限る。)

別記第2号様式(第5条、第8条、第10条関係)

収支予算書

収入の部

X	分	金	額	内	訳
公募等事業 自己資金 参加料 その他	美補助金				
計					

⁽注)参加料を徴収する場合は、その経費の内訳について記入すること。

支出の部

文型の部						
事業区分	費目	内容	数量	単価	金額	備考
				円	円	
計						

⁽注)事業区分ごとに小計を設けること。

別記第3号様式(第5条関係)

名 簿

	名 称					
申請者						
			生年月日			
役職名	氏名(フリガナ)		年	月	В	男•女

注)

- 1 「法人」(市町村を除く)の場合は、役員全員について記載すること。
- 2 その他の団体については、団体代表者について記載すること。
- 3 「元号」は、次のように記載すること。

明治:M 大正:T 昭和:S 平成:H

4 市町村の場合は、本様式の生年月日欄、性別欄を省略することが出来る。

【概算払を請求する予定がある場合(交付申請書に添付すること)】

第8号様式

補助金概算払理由書

1 概算払の理由

2 概算払を必要とする時期と請求額

第1回 年 月(~ 月) 請求額 金 円

第2回 年月(~月) 請求額 金 円

3 資金計画

月	補助対象外経費		補助対象経費			収支累計	(補助対象経費	(補助対象歳入	
月末	歳出	歳入	収支	歳出	歳入	収支		内訳)	内訳)
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									

注) 概算払は、2回を上限とする。

概算払で交付する金額の上限は、交付申請額の90%とする。

概算払を必要とする時期は、必要に応じ3ヶ月以内の期間とすることができる。

【概算払を請求する場合(支払を請求する際に提出すること)】

第9号様式

補助金概算払説明書(第 回)

1 概算払請求金額の内訳

項目	補助金額(交付決定額)	既概算払額	今回要求額	合計	備 考
計					

2	概算払の割さ	ì

(1)	補助金交付決定通知額	円
(2)	概算払認定額	円
(3)	既概算払額	円
(4)	今回概算払要求額	円
(5)	概算払額の合計	円
(6)	交付決定通知額に占める概算払合計額の割合	%

- 3 事業の執行状況(実施した内容を簡潔に記載)
- 4 添付資料
- (1) 領収書、請求書及び契約書等支出見込み額を証明する資料
- (2) その他

第10号様式

誓約書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所氏名又は名称

紀の国森づくり基金活用事業補助金(以下「補助金」という。)の概算払を請求するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- ー 補助金の概算払を受けた事業を適正に執行すること。
- 一 補助金の確定額が概算払金額に達しなかった場合は、その差額に相当する金額を速 やかに返還すること。